

「新・おもと」定期預金取引共通規定

1. (預け入れ要件)

(1) 預け入れ資格

「新・おもと」定期預金(以下、「この預金」といいます。)は、公的年金を当金庫でお受け取りされていることを預け入れ要件とした定期預金です。

この場合の公的年金とは、国民年金、厚生年金、船員年金、労災年金、広島県恩給、国家公務員等共済年金、地方職員共済年金、公立学校共済年金、市町村職員共済年金、警察共済年金、私立学校教職員共済年金、日本鉄道共済年金、日本電信電話共済年金、日本たばこ産業共済年金、農林漁業団体職員共済年金の老齢年金、遺族年金、障害年金および、恩給(増加恩給、増加退隠料、普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料、普通遺族扶助料、公務遺族扶助料、非公死遺族扶助料、差額扶助料、通算遺族扶助料、傷病者遺族特別年金)、援護年金、老齢福祉年金、国会議員互助年金とします。

(2) 預け入れ金額

1円以上350万円以内とします。

ただし、年金予約定期を預け入れの場合この預金と合算で350万円以内とします。

2. (取引店舗)

この預金は、公的年金のお受け取り店舗でのみ取引できます。

3. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

「新・おもと」定期預金取引規定(自動継続以外)

1. (預金の支払時期)～2. (利息)

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)(自動継続以外)に準じます。

ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日とした利息の支払いに関する項目(期限前解約利息を含みます。)および中間払利息に関する項目については、この預金では取り扱いませんでご了承願います。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

自動継続「新・おもと」定期預金取引規定

1. (自動継続)

(1) 自動継続「新・おもと」定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書表面記載(総口座および通帳式の場合は、通帳記載)の満期日に、この預金の預け入れ要件を満たしていることを条件として、前回と同一期間の「新・おもと」定期預金に自動的に継続します。

(2)～(3)

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)に準じます。

2. (自動継続の停止)

満期日に、自動継続「新・おもと」定期預金の預け入れ要件が満たされていない場合は、自動継続を停止します。

3. (利息)

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)に準じます。

ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日とした利息の支払いに関する項目(期限前解約利息を含みます。)および中間払利息に関する項目については、この預金では取り扱いませんでご了承願います。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以 上

(2020年4月1日現在)